

沖縄県農林水産部工事成績評定要領

（目的）

第1条 この要領は、沖縄県農林水産部が執行する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円を超える請負工事及び当該工事の入札時又は契約締結時に受け付けた技術提案（以下「VE提案」という。）についても行うものとする。

ただし、別表に示す工事で、契約担当者が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができるものとする。

（評定者）

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は次の者とする。

- （1）沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号。以下「財務規則」という。）第113条に規定する契約担当者から検査を命ぜられた者（以下「検査職員」という。）
- （2）沖縄県農林水産部工事監督要領第2条に定める主任監督員及び現場監督員とする。

（評定の方法）

第4条 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は、検査時点の状態を対象とし、検査の結果手直しがあつた場合、手直しの完了後に再び評定することはない。
- 3 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」及び別紙－1、2、3の「工事成績採点の考査項目の考査別運用表」により行うものとする。
- 4 細目別評定の採点は、別記様式第2によるものとする。
- 5 評定結果は、別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。
- 6 評定にあたっては、別紙－4の「出来形及び品質のばらつきの考え方」及び別紙－5「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があつた場合はこれも考慮するものとする。

（評定の時期）

第5条 検査職員である評定者は、完成検査、一部完成検査及び中間検査を実施したとき、主任監督及び現場監督員である評定者は、工事完成時にそれぞれ行うものとする。

（評定表等の提出）

第6条 検査職員である評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく評定表を契約担当者に提出するものとする。

- 2 契約担当者は、執行した工事の評定表を四半期ごとにとりまとめ、別記様式第4「工事成績評定一覧表の送付について」により次期四半期の最初の月の10日までに農林水産部長（農林水産企画課長）に提出するものとする。

(評価結果の通知)

第7条 契約担当者は、検査職員である評価者から評価表等の提出があったときは、当該工事の請負者に対して、評価結果を別に定める「沖縄県農林水産部工事成績評価通知実施要領」により通知するものとする。

(評価の修正)

第8条 契約担当者は、評価結果を通知した後、当該評価を修正する必要があると認める場合は、評価を修正し、当該工事の請負者に通知するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 平成11年4月1日一部改定
- 3 平成14年10月1日一部改定
- 4 平成17年4月1日一部改定
- 5 平成20年4月1日一部改定
- 6 平成24年4月1日一部改定
- 7 平成28年6月21日一部改定

(別表)

工事成績評価を省略することができる工事

工 事	工事の内容
損料工事	損料、賃料の支払い
植栽管理工事	樹木剪定、灌水、施肥等
建築物の解体工事	取り壊し、撤去等
電気、ガス、電話、水道等引き込み工事	
その他工事成績評価を行うことが適当でないと認められる工事	

工 事 成 績 採 点 表（完成・一部完成・中間）

検査機関:

工 事 名																工事場所 (市町村)										自 平成 年 月 日											
請 負 者	(住所)															現場代理人 (氏名)										工期 至 平成 年 月 日											
	(商号)															主任(監理)技術者 (氏名)										完成年月日											
	(代表者氏名)															最終契約金額 円										検査年月日											
考 査 項 目		現 場 監 督 員					主 任 監 督 員					検 査 職 員 ()					検 査 職 員 ()					検 査 職 員 (完成)															
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名															
考查項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e			
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																															
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																															
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15			
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																								
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																								
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																															
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20			
	II. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25			
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5				
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2																																				
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+7.0	~	0																																	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																										
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点					± 点															
評定点(65点±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					③ 点					④ 点															
評定点計		点					○ 中間検査があった場合:(①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2) = 評定点計 ※ 但し、③(中間)が2回以上の場合は平均値 ○ 中間検査がなかった場合:(①×0.4+②×0.2+④×0.4) = 評定点計																														
7. 法令遵守等 ※7							- 点																														
評定点合計 ※8		点					○ 評定点計(点) - 法令遵守等(点) = 点																														
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※9						履行 不履行 対象外																														
所 見 ※5		【現場監督員】										【主任監督員】										【検査職員】															

※1 65点+1、~3、の評定(加減点合計) + 4~6の評定(加点点合計) = 評定点 各評定点(①~④)は少数第一位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、現場監督員からの報告を受けて主任監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 4, 5, 6, は加点のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。

※5 所見は必ず記載する。

※6 各考查項目ごとの採点は、考查項目別運用表によるものとし、検査職員の評価に先立ち、主任、現場監督員が行う。

※7 法令遵守等の評価は、主任監督員が行う。

※8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認出来ない場合は、『不履行』を選択する。

工事名：

項 目	細 別	①現場監督員	②主任監督員	③検査員(中間・一部)	③検査員(中間・一部)	④検査員(完成)	細目別評定表	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	()×0.4+2.9＝ 点					3.3点	%
	II. 配置技術者	()×0.4+2.9＝ 点					4.1点	%
2. 施工状況	I. 施工管理	()×0.4+2.9＝ 点		()×0.4+6.5＝ 点	()×0.4+6.5＝ 点	()×0.4+6.5＝ 点	13.0点	%
	II. 工程管理	()×0.4+2.9＝ 点	()×0.2+3.2＝ 点				8.1点	%
	III. 安全対策	()×0.4+2.9＝ 点	()×0.2+3.3＝ 点				8.8点	%
	IV. 対外関係	()×0.4+2.9＝ 点					3.7点	%
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	()×0.4+2.8＝ 点		()×0.4+6.5＝ 点	()×0.4+6.5＝ 点	()×0.4+6.5＝ 点	14.9点	%
	II. 品質	()×0.4+2.9＝ 点		()×0.4+6.5＝ 点	()×0.4+6.5＝ 点	()×0.4+6.5＝ 点	17.4点	%
	III. 出来映え			()×0.4+6.5＝ 点	()×0.4+6.5＝ 点	()×0.4+6.5＝ 点	8.5点	%
4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応		()×0.2+3.3＝ 点				7.3点	%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	()×0.4+2.9＝ 点					5.7点	%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		()×0.2+3.2＝ 点				5.2点	%
7. 法令遵守等			()×1.0＝ 点					%
評定点合計							100点	
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外					

※ 中間・一部完成検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5)＝細目別評定点(中間、一部完成が2回以上の場合は③を平均する)

中間・一部完成検査がなかった場合 (①+②+④)＝細目別評定点)

※得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合には『不履行』を選択する。

別記様式第3

工 事 成 績 評 定 表

平成 年 月 日

事務所名:

工 事 名		
契 約 金 額	当初	最終
工 期	自:	至:
完 成 年 月 日		
完 成 検 査 年 月 日		
中 間 検 査 年 月 日	第1回:	第2回
一 部 完 成 検 査 年 月 日	第1回:	第2回
請 負 者 氏 名		
現 場 代 理 人 氏 名		
主 任 ・ 監 理 技 術 者 氏 名		
主 任 監 督 員 所 属 ・ 氏 名		
現 場 監 督 員 所 属 ・ 氏 名		
完 成 検 査 職 員 所 属 ・ 氏 名		
中間(1回目)検査職員所属・氏名		
中間(2回目)検査職員所属・氏名		
一部完成(1回目)検査職員所属・氏名		
一部完成(2回目)検査職員所属・氏名		
① 現 場 監 督 員 評 定 点		
② 主 任 監 督 員 評 定 点	点	
③ 中 間 検 査 職 員 評 定 点	点	
④ 完 成 検 査 職 員 評 定 点	点	
⑤ 法 令 遵 守	点	
⑥ 評 定 点 合 計	点	

注1) 中間検査があった場合

$$\text{評定点合計⑥} = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{③} \times 0.2 + \text{④} \times 0.2) - \text{⑤}$$

中間検査がなかった場合

$$\text{評定点合計⑥} = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{④} \times 0.4) - \text{⑤}$$

2) 中間検査が2回以上あった場合、評定点は平均点を記入する。

3) 現場監督員、主任監督員、検査職員の評定点は小数第1位までとする。

4) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

5) ⑤法令遵守等は、主任監督員が記入する。

〇〇 第 号
平成 年 月 日

農林水産部長 殿

執行機関の長名

工事成績評定一覧表の送付について

みだしの件について、第〇四半期分を下記のとおり提出します。

番号	工 事 名	請負業者名	許可番号	評定点
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

- 注) 1 工事成績評定表の写しを添付すること。
2 番号は年間通し番号を記入すること。

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(現場監督員)

1. 施工体制	I. 施工体制一般	a			b			c			d			e								
		適切である			ほぼ適切である			他の評価に該当しない			やや不適切である			不適切である								
		●評価対象項目									☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。						☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。					
		☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質照明に係る体制が有効に機能している。 ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ その他（理由：																				

別紙－１－２

考 査 項 目 別 運 用 表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

					(現場監督員)	
審査項目	工種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2. 施工状況	I. 施工管理	●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いように保管している。 ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ 工事の打合せ簿を、不足無く整理している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ 労働保険、建設労災保険補償等加入が確認できる。 ☐ 産業廃棄物の処理がマニフェストで確認できる。 ☐ 赤土等対策関係書類で浮遊物測定記録、見回り点検表は提出されている。 ☐ 下請け契約について、明確な工事内容、請負代金の金額、工期、代金の支払い方法等が記載されている。 ☐ その他（理由： ） 【港湾・空港関連工事】 ☐ 航空局が定める「空港土木工事共通仕様書」「空港土木施設施工要領」「空港土木工事施行管理基準及び規格値」により管理されている。または、これらの基準に定められてない事項については、監督員と協議の上定めた基準により管理されている。（新規）			☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ●判断基準 ※ 評価値が90%以上……………a ※ 評価値が80%以上90%未満……………b ※ 評価値が80%未満……………c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 現場条件の変更への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 時間制限・片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ その他（理由： ） 【港湾・空港関連工事】 ☐ 作業船、機械、労務の適切な配置により工程の遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 気象海象予測情報を入手し、作業実施日の判断をしていた。 ☐ 主作業時には、短期間のタイムスケジュールを作成し、適切な管理が行われていた。（ケーソン据付、コンクリート打設、回航など） ☐ 航路や漁業区域に隣接し、船舶の入出港や操業時期の規制など、各種制約への対応が適切で大きな工程の遅れがなかった。 ☐ 関連工事と積極的に調整を行った。 ☐ 優秀な工程管理の結果、工期の短縮が可能となった。			☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ●判断基準 ※ 評価値が90%以上……………a ※ 評価値が80%以上90%未満……………b ※ 評価値が80%未満……………c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。	☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(現場監督員)

考查項目	工種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☐ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ その他（理由： ）			☐ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ●判断基準 ※ 評価値が90%以上……………a ※ 評価値が80%以上90%未満……b ※ 評価値が80%未満……………c	
		【港湾・空港関連工事】 ☐ 港湾工事安全施工指針に基づく安全管理が行われている。 ☐ 緊急時の体制及び対応と連絡体制が確立されている。 ☐ 保安施設や足場などが設置され管理されている。 ☐ 作業員休憩所等の作業環境の改善に努めている。 ☐ 航空法などの関係法規で定められている制限表面の遵守や、制限区域における工事の実施に係る諸規程などが守られている。 ☐ 空港内にある無線、電話、電力等の埋設管路の有無、構造などを事前に確認している。 ☐ 制限区域内に立ち入る場合に、空港管理規則に従っている。 ☐ 制限区域内における工事については、航空保安業務処理規程第10制限区域内工事実施規程による保安措置を講じている。 ☐ 通常行われる工事の安全対策に加え、空港の特殊性からくる安全対策に十分な対策を実施している。			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。	
	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他（理由： ）			☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ●判断基準 ※ 評価値が90%以上……………a ※ 評価値が80%以上90%未満……b ※ 評価値が80%未満……………c	
					① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。	

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

				(現場監督員)		
考查項目	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	
I 出来形	●ばらつきの判断は、別紙－4参照。 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。					
	工種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
機械設備工事	●評価対象項目	☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるように、出来形管理図などを工夫している。 ☐ 設備全体にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。			☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
※上記によらず、当該欄で評価	☐ その他（理由：					
		●判断基準 ※ 評価値が90%以上……………a ※ 評価値が80%以上90%未満………b ※ 評価値が80%未満……………c			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。	

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

					(現場監督員)	
考查項目	工種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
3. 出来形及び 出来ばえ I 出来形	電気設備工事 通信設備工事・受変電設備工事 ※上記によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 ☐ 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 設備全体にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☐ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的の実施している。 ☐ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 ※ 評価値が90%以上.....a ※ 評価値が80%以上90%未満.....b ※ 評価値が80%未満.....c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。			☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(現場監督員)

考査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
II. 品質	●ばらつきの判断は、別紙－4参照。 ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
工種	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
機械設備工事	●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。 ☐ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 ☐ 小配管、電気配線・配管が、承諾書のとおり敷設している。 ☐ 設備の取扱説明書を工夫している。 ☐ 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 ☐ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績書にまとめられている。 ☐ パルプ類の平時の状態を示すラベルなど見やすい状態で表示している。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ その他(理由:)			☐ 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 ●判断基準 ※ 評価値が90%以上……………a ※ 評価値が80%以上90%未満………b ※ 評価値が80%未満……………c	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
※上記によらず、当該欄で評価				① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。	

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

						(現場監督員)	
審査項目	工種	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	電気設備工事 通信設備工事・受変電設備工事 ※上記によらず、当該欄で評価	適切である ●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 ☐ 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 設備全体にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☐ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的の実施している。 ☐ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ その他(理由:)	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 ●判断基準 ※ 評価値が90%以上……………a ※ 評価値が80%以上90%未満……………b ※ 評価値が80%未満……………c	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	
					① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。		
	維持・修繕工事 ※上記によらず、当該欄で評価	a 適切である ●評価対象項目 ☐ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 ☐ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 ☐ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 ☐ 理由: _____ ☐ 理由: _____ ☐ 理由: _____ ☐ 理由: _____	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d ☐ 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	e ☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

審査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	港湾浚渫工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
Ⅱ. 品質	※上記によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 【共通】 ☐ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 ☐ 一般船舶に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ 作業船(機械)が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 【浚渫・床堀関係】 ☐ 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。 ☐ 浚渫工又は床堀工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。 ☐ 土砂における土質改良が適切に行われて施工している。 ☐ 土砂の含水比等に配慮し、土砂の処分、仮置を行っている。 ☐ 浚渫又は床堀土砂に、かつ大物等が混入していた場合、適正に分別処理され施工している。 ☐ 土砂仮置場における飛砂防止や排水を考慮した対策を講じて施工している。 ☐ 必要以上に余堀を行わないなど、精度良く浚渫することで、土砂処分量の縮減に努めた。 ●判断基準 ※ 評価値が90%以上.....a ※ 評価値が80%以上90%未満.....b ※ 評価値が80%未満.....c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。				

考査項目	工種	創 意 工 夫
5. 創意工夫	I. 創意工夫 (2-1)	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両・施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工及び仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測。集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ I C T（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 ※ 本項目は2点の加点とする。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工法。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 ☐ NETIS登録技術のうち試行技術を活用し、活用効果調査表を提出している。 ※ 本項目は2点の加点とする。 ☐ NETIS登録技術のうち活用した試行技術が「少実績優良技術」である場合又は発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上であった場合。 ※ 本項目は2点の加点とする。 ☐ NETIS評価情報技術のうち「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。 ※ 本項目は4点の加点とする。 ☐ NETIS登録技術のうち試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術を活用した結果、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。 ※ 本項目は4点の加点とする。 ※ 新技術の活用に関する上記4項目での加点は最大で4点とする。 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋・溶接作業等に関係する工夫。

(現場監督員)

考査項目	工種	創 意 工 夫	
5. 創意工夫	I. 創意工夫 (2－2)	【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※ 本項目は2点の加点とする。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。 【その他】 ☐ 理由: _____ ☐ 理由: _____ ☐ 理由: _____ ☐ 理由: _____ ☐ 理由: _____ ☐ 理由: _____ ☐ 理由: _____	
	記述評価 【レマークを付した評価内容を詳細記述】	評 点 : _____ 点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載 _____ _____ _____

※1 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2 評価は各項目において1つレ点が付されれば1, 2, 4点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、主任監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

		(主任監督員)				
考查項目	細 別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	●評価対象項目 ☐ 隣接する他の工事などの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ その他(理由 :) ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				
	Ⅲ. 安全対策	a 優れている b やや優れている c 他の評価に該当しない d やや劣っている e 劣っている ●評価対象項目 ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他(理由 :) ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				

(主任監督員)

考査項目	細 別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 (2-1)	I 構造物の特殊性への対応 ☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3. その他 (理由 :) ※ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(1. について) 切土の土工量:20万m3以上、盛土の土工量:15万m3以上、護岸・築堤の平均高さ:10m以上、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径:8m以上、ダム用水門の設計水深:25m以上、樋門又は樋管の内空断面積:15㎡以上、揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長:25m以上、堰又は水門の径間数:3径間以上、堰又は扉体面積:50㎡/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積:100㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300㎡以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上、地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量:100万m3以上、流路工の計画高水量:500m3以上、砂防ダムの堤高:15m以上、ダムの堤高:150m以上、転流トンネルの流下能力:400m3/s以上、橋梁下部工の高さ:30m以上、橋梁上部工の最大支間長:100m以上 (2. について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事 (3. について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 ☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10. その他 (理由 :) ※ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	(4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5. について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6. について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7. について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通解放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8. について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9. について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10. について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

		(主任監督員)	
考查項目	細 別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 (2－2)	III 厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が特に必要な工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15. その他 (理由 : _____) ※ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12. について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13. について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事。(法面工は除く) ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 (14. について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15. について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		IV 長期工事における安全確保への対応 ☐ 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※ 但し、文書注意に至らない事故は除く。 17. その他 (理由 : _____) ☐ ※ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	
	評 価	評 点 : _____ 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 主任監督員が評価する。「5、創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、現場監督員等の意見も参考に評価する。

(主任監督員)					
考査項目	細 別	a	a'	b	b'
6. 社会性等	I. 地域への貢献 等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている
		c 他の評価に該当しない			
		●評価対象項目 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ その他(理由 :) ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。			

考査項目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表																				
7. 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措 置 内 容</th><th>点数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 1. 指名停止3ヶ月以上</td><td>－ 20点</td></tr> <tr> <td>☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>－ 15点</td></tr> <tr> <td>☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>－ 13点</td></tr> <tr> <td>☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>－ 10点</td></tr> <tr> <td>☐ 5. 文書注意相当</td><td>－ 8点</td></tr> <tr> <td>☐ 6. 口頭注意相当</td><td>－ 5点</td></tr> <tr> <td>☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td><td>－ 3点</td></tr> <tr> <td>☐ 8. その他（ 理 由 ： ）</td><td>－ 点</td></tr> <tr> <td>☐ 9. 該当項目なし</td><td></td></tr> </tbody> </table> ① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、工事の施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式における技術資料の記載内容(施工計画)及び技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。 【上記で評価する場合の適応事例】 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚為の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど、下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理の措置が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。	措 置 内 容	点数	☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	－ 20点	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15点	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13点	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10点	☐ 5. 文書注意相当	－ 8点	☐ 6. 口頭注意相当	－ 5点	☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3点	☐ 8. その他（ 理 由 ： ）	－ 点	☐ 9. 該当項目なし	
措 置 内 容	点数																				
☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	－ 20点																				
☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15点																				
☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13点																				
☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10点																				
☐ 5. 文書注意相当	－ 8点																				
☐ 6. 口頭注意相当	－ 5点																				
☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3点																				
☐ 8. その他（ 理 由 ： ）	－ 点																				
☐ 9. 該当項目なし																					

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

考査項目	工種	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2. 施工状況	I. 施工管理	●評価対象項目 ☐ 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ リサイクルへの取り組みが適切になされている。(ゆいくる材の原則使用) ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐ 下請けに対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。 ☐ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 ※ 評価値が90%以上.....a ※ 評価値が80%以上90%未満.....b ※ 評価値が80%未満.....c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。			☐ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ 1. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づいて行われており、規格値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%程度以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づいて行われており、規格値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%程度以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づいて行われており、規格値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%程度以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づいて行われており、規格値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%程度以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づいて行われており、規格値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
●評価対象項目 ☐ 出来形管理が容易に把握できるように、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ その他(理由:) ※ ばらつきの判断は、別紙－4参照。						① 出来形は、工事全般を通じて評価するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④ 出来高管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。	
機械設備工事	a	a'	b	b'	c	d	e
※上記によらず、当該欄で評価	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるように、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 ☐ 設備全体にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形を写真で確認できる。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録していることが確認できる。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 ※ 評価値が90%以上……………a ※ 評価値が80%以上90%未満……………a' ※ 評価値が70%以上80%未満……………b ※ 評価値が60%以上70%未満……………b' ※ 評価値が60%未満……………c						① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。	

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるように、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 設備全体にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 ☐ 配管及び配線が設計図書又は承諾書通り敷設していることが確認できる。 ☐ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他(理由:)						
1. 出来形	※上記によらず、当該欄で評価	●判断基準 ※ 評価値が90%以上.....a ※ 評価値が80%以上90%未満.....a' ※ 評価値が70%以上80%未満.....b ※ 評価値が60%以上70%未満.....b' ※ 評価値が60%未満.....c						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

							(検査職員)																															
考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	コンクリート 構造物工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
Ⅱ.品質	[37-1]	●評価対象項目 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他(理由:)																																				
	土工事(切土、盛土、築堤等工事)	a	a'	b	b'	c	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。																															
	[37-2]	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					● 判断基準 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	
		●評価対象項目 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 法面に有害な亀裂がない。 伐開徐根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 その他(理由:)																																				

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	護岸・根固・水制工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
Ⅱ.品質	[37-3]	●評価対象項目 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 ☐ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸い出しが無いよう行っていることが確認できる。 ☐ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 ☐ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 ☐ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 ☐ 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び帯水等は、排除して施工していることが確認できる。 ☐ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他(理由:)					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。																															
● 判断基準							<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																						

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

考査項目		工種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び 出来ばえ	鋼橋工事 (RC床版工 事はコンクリ ート構造物に 準ずる)		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
Ⅱ.品質		[37-4]	●評価対象項目 【工場製作関係】 ☐ 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 ☐ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 ☐ 塗装作業に当たり、塗装面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☐ 塗料の空き缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ その他(理由:)					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。																															
			● 判断基準 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評 価 値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>							ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。	
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
			☐ その他(理由:)																																				

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

考査項目		工種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び 出来ばえ	砂防構造物 工事及び地 すべり防止 工事(集水 井工事を含 む)		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
Ⅱ.品質		[37-5]	●評価対象項目 【共通】 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 有害なクラックがない。 ☐ その他(理由:)					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。																															
			【砂防構造物工事に適用】 ☐ コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ その他(理由:)					● 判断基準 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評 価 値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
			【地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸工事含む)】 ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ライナナープレータの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ ライナナープレータと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 ☐ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 ☐ その他(理由:)					注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																															

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	舗装工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
Ⅱ.品質	[37-6]	●評価対象項目 【路床・路盤工関係】 ☐ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ☐ 路盤の施工に先だって、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 ☐ その他(理由:)							① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。																													
		【アスファルト舗装工関係】 ☐ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ 舗装の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗装時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ 舗装後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 ☐ 縦継目及び横継目の位置、構造との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他(理由:)																																				
		【コンクリート舗装工関係】 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 ☐ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 ☐ その他(理由:)					● 判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>			ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
Ⅱ.品質	[37-7]	●評価対象項目 【共通】 ☐ 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係） ☐ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ その他（理由： ）					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％ ）＝ 該当項目数（ ） ÷ 評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。																															
		【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 ☐ 土壌試験を実施し、施工に反映していることが確認できる。 ☐ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 ☐ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 施行時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ その他（理由： ）																																				
		【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 ☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 ☐ その他（理由： ）																																				
		【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】 ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アンカーを設計図書などの長さで施工していることが確認できる。 ☐ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 ☐ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 枠内に空隙がないことが確認できる。 ☐ 層間にはく離がないことが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ その他（理由： ）																																				
		● 判断基準 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。	
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

考査項目		工種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び 出来ばえ	基礎工事及び地盤改良工事	II.品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
			●評価対象項目																																				
		[37-8]	【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等)】 ☐ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 ☐ 既設杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ☐ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認でき。 ☐ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 ☐ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。 ☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 背筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 ☐ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ その他(理由:)					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ● 判断基準 <table><thead><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></tbody></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は 評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	海岸工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつき判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
Ⅱ.品質	[37-9]	●評価対象項目 ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が該当現場の供試体であることが確認できる。 ☐ コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 ☐ 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 ☐ 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げているのが確認できる。 ☐ 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 ☐ 台風など以上気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 ☐ その他(理由:)					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。																															
	コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)	a	a'	b	b'	c																																
	[37-10]	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつき判定は別紙－4参照。					● 判断基準 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	
		●評価対象項目 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 鉄筋の引張る強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ スパースの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 ☐ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他(理由:)																																				

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

考査項目		工種					(検査職員)																															
		a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	塗装工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
Ⅱ.品質	[37-11]	●評価対象項目 ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 ☐ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 ☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから仕様していることが確認できる。 ☐ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☐ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ☐ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ その他(理由:)																																				
	トンネル工事	a	a'	b	b'	c	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値() = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。																															
	[37-12]	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。																																				
		●評価対象項目 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 ☐ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 ☐ 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工されていることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿润状態で施工していることが確認できる。 ☐ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物に保護モルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 ☐ 逆巻の場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。 ☐ その他(理由:)					● 判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)									
考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	植栽工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。	
	[37-13]	●評価対象項目 ☐ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 ☐ 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 ☐ 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 ☐ 施工完了後、余刺枝の剪定、整形その他必要な手入れが行っていることが確認できる。 ☐ 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥していることが確認できる。 ☐ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 ☐ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ☐ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ☐ その他(理由:)							
	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。		
	[37-14]	●評価対象項目 ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ 防護柵の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 ☐ 防護柵の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 ☐ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐ 防護柵の支柱の値入れ長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えていることが確認できる。 ☐ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設コンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 ☐ ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%程度以下であることが確認できる。 ☐ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐ 区画線の消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小値となっていることが確認できる。 ☐ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他(理由:)							

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	電線共同溝工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
Ⅱ.品質	[37-15]	●評価対象項目 ☐ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 ☐ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 ☐ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 ☐ 特殊部の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 ☐ 埋め戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 ☐ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 ☐ その他(理由:)					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ● 判断基準 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

検査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	空港舗装工 事(2-1)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつき判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。
Ⅱ.品質	[37-16]	●評価対象項目 【路床・路盤工関係】 ☐ 施工に先立ち、CBR値を測定し、適正な施工の基礎資料収集を行っていることが確認できる。 ☐ 路床、路盤工のブルーフローリング(自主管理)を行っていることが確認できる。 ☐ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工されていることが確認できる。 ☐ 路盤の施工に先だち、路床面、下層路盤面の浮き石、有害物を除去してから施工されていることが確認できる。 ☐ 路床盛土において一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工されていることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工されていることが確認できる。 ☐ セメント安定処理路盤の仕上げ完了後、直ちにプライムコートを散布し養生されていることが確認できる。 ☐ 上層路盤において一層の仕上がり厚を15cm以下とし、各層ごとに締固めて施工されていることが確認できる。 ☐ 他の構造物の隣接する箇所及び狭隘な箇所において、小型機械等により入念に締め固めていることが確認できる。 【アスファルト舗装工関係】 ☐ 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。(アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く) ☐ 混合物の温度管理が、プラント出荷時、現場到着時、舗装時等で整理・記録されていることが確認できる。 ☐ 舗設後、直ちに供用する必要がある現場で、交通開放を設計図書に定められた条件に従って行っていることが確認できる。 ☐ 舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしていることが確認できる。 ☐ 目地の処理が仕様書に定められた通りであることが確認できる。 ☐ 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業(締め固め等)の配慮が行われていることが確認できる。 ☐ 上層路盤面の浮き石等の有害物を除去・清掃してから舗装工の施工がなされていることが確認できる。 ☐ 滑走路、誘導路のり付けが、設計図書に定められた条件に従って施工されていることが確認できる。 【コンクリート舗装工関係(PC舗装含む)】 ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び現場練りコンクリートの場合は試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c最大骨材粒径、塩基総量等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等を試験した結果が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っていることが確認できる。 ☐ チェアー、タイバー等の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ 鉄筋の規格がミルシートまたは公的機関の試験成績表で確認できる。 ☐ 鉄筋の引張強度または曲げ強度が試験値で確認できる。 ☐ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 (※次頁へつづく)						

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																													
3. 出来形及び出来ばえ	空港舗装工事(2-2)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																													
Ⅱ.品質	[37-16]	☐ スペーサーの材質が適正で品質が確認できる。 ☐ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 ☐ 緊張及びグラウト管理が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ プレストレッシング時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。 【排水工関係】 ☐ 鉄筋コンクリートカルバートは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 ☐ PCボックスカルバートは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 ☐ 管渠(コンクリート管等)は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 ☐ 管渠、マンホール及び蓋は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 ☐ 基準高、方向等前後の水路となじみよく取り付けていることが確認できる。 ☐ 基礎の掘削において掘り過ぎがなく施工されていることが確認できる。 ☐ 床掘箇所の湧水及び滞水などは、排除して施工されていることが確認できる。 ☐ 埋戻し材料について設計図書を満たしていることが確認できる。 ☐ 進行性又は有害なクラックがない。 【防護柵(網)・標識・区画線関係】 ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足していることが確認できる。 ☐ ペイント式(常温式)区画線に使用するシナーの使用量が、10%程度以下であることが確認できる。 ☐ 塗料の空缶管理が、写真等で確実にからであることが確認できる。 ☐ 防護柵床掘りの仕上がり面において、地山を乱さないように、不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ 防護柵の支柱の施工により既設舗装に悪影響を及ぼしていないことが確認できる。 ☐ 区画線の厚さが見本で確認できる。 ☐ 区画線の視認性が昼間、夜間ともに確認されている。 ☐ 設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除いて区画線の施工がなされていることが確認できる。 ☐ 区画線の消去が、表示材(塗料)のみの除去となり路面への影響が最小値となっていることが確認できる。 ☐ プライマーを路面に均等に塗布して施工していることが確認できる。					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ● 判断基準 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。			ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

							(検査職員)	
検査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ Ⅱ.品質	港湾築造工 事(浚渫・海 岸築造工事 を含む) (3－1) [37-17]	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。 ●評価対象項目 【共通】 ☐ 濁り防止等環境保全に充分注意して施工していることが確認できる。 ☐ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 ☐ 航行船舶に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 ☐ 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。 ☐ 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。 ☐ 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 ☐ 一般船に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 【浚渫・床掘関係】 ☐ 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。 ☐ 浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 ☐ 潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。 ☐ 土質改良を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 土捨て場に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度良く平坦に仕上がっている。 ☐ 土捨て場に制約がなく、深掘しても周辺の構造物に影響がない場合、今後の埋設も考慮し、深く平坦に仕上がっている。 ☐ 土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。(大型船による施工で、作業日数短縮等も含む) ☐ 浚渫・床掘時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工していることが確認できる。 ☐ 浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定している。 ☐ 土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。 ☐ 床掘工において、底面、法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の材料で埋め戻しを行っていることが確認できる。 ☐ 置換材の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ 砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。 【地盤改良関係】 ☐ 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 ☐ サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録により確認できる。 (※次頁へつづく)					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

（検査職員）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	港湾築造工事(浚渫・海岸築造工事を含む) (3-2)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。
Ⅱ.品質		[37-17]	☐ ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打込を完了したペーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。 ☐ 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ 前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ 捨石、被覆石等の石材は、偏平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。 ☐ マットが破損なく施工され、記録により確認できる。 ☐ 捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが確認できる。 【マット、捨石及び均し関係】 ☐ 捨石、被覆石などの材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 ☐ 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないように堅固に施工され、記録により確認できる。 ☐ 裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。 【本体：杭及び矢板、控工関係】 ☐ 鋼材の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。 ☐ 杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。 ☐ 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 ☐ 腹起こし材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。 ☐ タイロッドは隅角部等特別な場所を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 ☐ タイワイヤーは隅角部等特別な場所を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 ☐ 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】 ☐ ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。 ☐ ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。 ☐ ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。 ☐ コンクリートブロック据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。 ☐ ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。 ☐ ケーソンえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、適切な時期を選定されていることが確認できる。 ☐ ケーソンえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、転落防止の措置を講じていることが確認できる。 ☐ ケーソン注水時の隔壁の水頭差が1m以内になるように管理されていることが確認できる。 ☐ ケーソン仮置き、据付の時期について、仕様書を満足するよう実施されていることが確認できる。 ☐ 中詰において海上漏出がないように施工されていることが確認できる。 (※次頁へつづく)					

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

考 査 項 目		工 種					(検 査 職 員)																															
		a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	港湾築造工事(浚渫・海岸築造工事を含む) (3-3)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
Ⅱ.品質	[37-17]	【コンクリート関係】 ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び現場練りコンクリートの場合は試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c最大骨材粒径、塩基総量等)が確認できる ☐ コンクリート打設時に必要な供試体を採用し、強度、スランプ、空気量等を試験した結果が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種が仕様書に定められた条件を満足している。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリート強度を管理し必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の規格が品質を証明する書類で確認できる。 ☐ 鉄筋の引っ張り強度、曲げ強度が試験値で確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう保管管理されていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が設計図書を満足したものであることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 ☐ コンクリート養生が、仕様書に定められた通り行われていることが確認できる。 ☐ 進行性又は有害なクラックがない。					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ● 判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評 価 値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

検査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	空港用地造成工事(排水工事、地盤改良工事を含む) (2-1)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。
	[37-18]	●評価対象項目 【土工関係】 ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☐ 締固めを適切な条件で施工していることが確認できる。 ☐ 筋芝または種子吹付等を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物周辺の締固め等の処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 土羽土の土質が適正であることが試験成績表で確認できる。 ☐ 法面に有害なクラックや損傷部がないことが確認できる。 【コンクリート関係】 ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び現場練りコンクリートの場合は試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c最大骨材粒径、塩基総量等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等を試験した結果が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリート強度を管理し必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の規格が品質を証明する書類で確認できる。 ☐ 鉄筋の引張強度、曲げ強度が試験値で確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう保管管理されていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が設計図書を満足したものであることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ スペースを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 ☐ コンクリート養生が、仕様書に定められた通り行われていることが確認できる。 ☐ 進行性又は有害なクラックがない。 【排水工関係】 ☐ 鉄筋コンクリートカルバートは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 ☐ PCボックスカルバートは、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 ☐ 管渠(コンクリート管等)は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 ☐ 管渠、マンホール及び蓋は、機能を阻害する欠損やひび割れ等の損傷がないことが確認できる。 ☐ 基準高、方向等前後の水路となじみよく取り付けていることが確認できる。 ☐ 基礎の掘削において掘り過ぎがなく施工されていることが確認できる。 ☐ 床掘箇所 の湧水及び滞水などは、排除して施工されていることが確認できる。 ☐ 埋戻し材料について設計図書を満たしていることが確認できる。 ☐ 進行性又は有害なクラックがない。 (※次頁へつづく)						

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	空港用地造成工事（排水工事、地盤改良工事を含む） (2-2)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
Ⅱ.品質	[37-18]	【地盤改良関係】 ☐ 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 ☐ サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した様な形状・品質に施工されていることが打込記録により確認できる。 ☐ ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打込を完了したペーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。 ☐ 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ 前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ 改良材のバッチ管理記録が適切に整理され設計図書通りの配合で施工されていることが確認できる。 ☐ 杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整備されていることが確認でき、かつ記録が簡潔に整備されている。 ☐ スラリー噴出量、強度確認、セメントミルクの比重管理等の品質に係わる事項の管理資料が不足なく整理されている。					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％ ）＝ 該当項目数（ ） ÷ 評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。																															
		【杭及び矢板関係】 ☐ 鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。 ☐ 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。 ☐ 杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。 ☐ 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 ☐ 腹起こし材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。 ☐ タイロッドは隅角部等特別な場所を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 ☐ タイワイヤーは隅角部等特別な場所を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 ☐ 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。					● 判断基準 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

							(検査職員)	
検査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	維持工事 (清掃工、 除草工、付 属物工、除 雪、応急処 理等)	●評価対象項目 ☐ 使用する材料の品質、形状等が適切であり、かつ現場において材料認定を適宜・適確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 ☐ :理由 _____ ☐ :理由 _____ ☐ :理由 _____ ☐ :理由 _____					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。
Ⅱ.品質	[37-19]							
	修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	a	a'	b	b'	c		
	[37-20]	●評価対象項目 ☐ 使用する材料の品質、形状等が適切であり、かつ現場において材料認定を適宜・適確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 ☐ :理由 _____ ☐ :理由 _____ ☐ :理由 _____ ☐ :理由 _____					●判断基準 ※ 該当項目が6項目以上……………a ※ 該当項目が5項目……………a' ※ 該当項目が4項目……………b ※ 該当項目が3項目……………b' ※ 該当項目が2項目以下……………c 注 記載の4項目を必須の評価項目とし、この他に 適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。	

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

考査項目							(検査職員)	
工種		a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	機械設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。
Ⅱ.品質	[37-21]	●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。 ☐ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 ☐ 機器の機能及び性能に係わる成績表が整理され、品質の確認ができる。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 ☐ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ☐ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 ☐ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 ☐ パブル類の平時の状態を示すラベルなどが見えやすい状態で表示していることが確認できる。 ☐ 機器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ その他(理由:)					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ●判断基準 ※ 評価値が90%以上……………a ※ 評価値が80%以上90%未満……………a' ※ 評価値が70%以上80%未満……………b ※ 評価値が60%以上70%未満……………b' ※ 評価値が60%未満……………c	
	電気設備工事	a	a'	b	b'	c	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。	
	[37-22]	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない		
		●評価対象項目 ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 ☐ 材料、部品の品質照合の結果が品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績表にまとめられていることが確認できる。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 現場条件によって機器(製品)機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品や箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替作業が容易にできるように工夫していることが確認できる。 ☐ その他(理由:)						

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

							(検査職員)	
考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	通信設備工事・受変電設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。
Ⅱ.品質	[37-23]	●評価対象項目 ☐ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 ☐ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 ☐ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替作業が容易にできるように工夫していることが確認できる。 ☐ その他(理由:)					●判断基準 ※ 評価値が90%以上.....a ※ 評価値が80%以上90%未満.....a' ※ 評価値が70%以上80%未満.....b ※ 評価値が60%以上70%未満.....b' ※ 評価値が60%未満.....c	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

考査項目	工種						(検査職員)																											
3. 出来形及び 出来ばえ Ⅱ.品質	上記以外の 工事(情報 ボックス、浚 渫工等)又は 合併工事 [37-24]	<A>	a	a'	b	b'	c	d	e																									
			優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																									
			☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。																															
●評価対象項目 ☐ :理由 ☐ :理由 ☐ :理由 ☐ :理由 ☐ :理由 ☐ :理由 ☐ :理由 ☐ :理由 ●判断基準 <A> 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 (例) 浚渫工、取壊し工等 ※ 評価値が90%以上.....a ※ 評価値が80%以上90%未満.....a' ※ 評価値が70%以上80%未満.....b ※ 評価値が60%以上70%未満.....b' ※ 評価値が60%未満.....c なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事 ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%) 計算の値で評価する。 ② 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>												ばらつきで判断可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	60%未満	b'	c	c
		ばらつきで判断可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																														
評 価 値	90%以上	a	a'	b																														
	75%以上90%未満	a'	b	b'																														
	60%以上75%未満	b	b'	c																														
	60%未満	b'	c	c																														

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

考查項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	ほ場整備工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
Ⅱ.品質	[37-25]	●評価対象項目 [区画整理工事] ☐ 旧水路等の埋立て及び雑物除去が確認できる。 ☐ 表土が均一に施工されていることが確認できる。 ☐ 基盤整地は、良好な状態で施工している。 ☐ 畦構畔及び道路盛土等の締め固め作業が確認できる。 ☐ 石レキ等の雑物が混入されていないことが確認できる。 ☐ 客土又は耕土搬入の材質を現地で確認している。 ☐ 客土（耕土）を畑面全体に小運搬し、地一に施工している。 ☐ 土取り場の後始末を適切に行っていることが確認できる。 [農道工事] ☐ 路面が良好に不陸整正されていることが確認できる。 ☐ 混合物の温度管理が、プラント出荷時、舗設時等整理・記録されているのが確認できる。 ☐ 材料の敷き均しは、粒度の分離もなく均一に施工され、設計厚が確認できる。 ☐ 上・下層路盤工、舗装の密度管理が適切に行われている。 ☐ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令等の諸規定に従い適切に施工し、規格を満足している。 ☐ 種子吹付等の材料配合、吹付厚さ等が設計図書に基づいて行っていることが確認できる。 [排水・暗渠工事] ☐ コンクリート二次製品の規格・品質が適正であり、証明書等が整備されている。 ☐ 施工基面が平滑に仕上げられ、蓋等の収まりがよく施工されていることが確認できる。 ☐ 側溝の仕上がり面と排水面が整合がとれ、良好な排水が確認できる。 ☐ 既設構造物との取り合いや曲線部の施工が適切に行われている。 ☐ 暗渠排水の埋設は、所定の深さ及び勾配で埋設しているのが確認できる。 ☐ 暗渠排水の被覆材は、所定の深さまで均一に埋設していることが確認できる。 ☐ その他（理由： ）					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。																															
							● 判断基準 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	
注 試験結果の打点数等が少くばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																						

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

（検査職員）

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及 び出来ばえ	農道工事 (2-1)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
Ⅱ.品質	[37-26]	●評価対象項目 [土工関係] ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ 排水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。 ☐ 段切り等が施工前に適切に行われている。 ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工している。 ☐ 締固めを適切な条件で施工している。 ☐ 法面植生工を適切に行っている。 ☐ 構造物周辺の締め固め等の処理が適正に行っている。 ☐ 土質にあった締固め密度管理を行っている。 ☐ 法面に有害なクラックや損傷部がない。 ☐ 抜開除根が適切になされ、処理されている。 [種子吹付工、客土吹付工、高層基材吹付工] ☐ 土壌試験を実施し、施工に反映している。 ☐ ネット等の重ね幅が10Ccm以上確保されている。 ☐ 吹付け厚さが均等である。 ☐ 吹付け厚さ（層厚）の施工については設計図書に基づいて行っているのが確認できる。 [コンクリート又はモルタル吹付工] ☐ 金網等の重ね幅が10cm以上確保されている。 ☐ 吹付厚さが均等である。 ☐ 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 跳ね返り材料が適切に処理されている。 ☐ 金網が共通仕様書及び特記仕様書のとおり施工され、仕上げ面から適正な間隔を保ち固定されている。 [現場打ち法枠工・プレキャスト法枠工] ☐ アンカーの施工長さが確認できる。 ☐ 現場養生が適切に行われている。 ☐ 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 枠内に空隙がないことが確認できる。 ☐ 層間にはく離がないことが確認できる。 ☐ 跳ね返り材料が適切に処理されている。 ☐ コンクリート二次製品の規格・品質が適正であり、証明書等が整備されている。 ☐ 枠のかみ合わせが滑動しないよう積み上げていることが確認できる。 [路床、路盤] ☐ 路床施工に先立ち、土質、湧水等の現地の状況を適切に調査している。 ☐ 路床・路盤工のブルフローリングを行っている。 ☐ 路床の密度、支持力の管理が適切に行われている。 ☐ 上層路盤工の密度管理が適切に行われている。 ☐ 下層路盤工の密度管理が適切に行われている。 （※次頁へつづく）					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ● 判断基準 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	農道工事 (2-2)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
Ⅱ.品質	[37-26]	●評価対象項目 [排水工] ☐ コンクリート二次製品の規格・品質が適正であり、証明書等が整備されている。 ☐ 施工基面が平滑に仕上げられ、蓋等の収まりがよく施工されていることが確認できる。 ☐ 側溝の仕上がり面と排水面が整合がとれ、良好な排水が確認できる。 ☐ 既設構造物との取り合いや曲線部の施工が適切に行われている。					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ● 判断基準 <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形及び出来ばえ	パイプライン工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																												
Ⅱ.品質	[37-27]	●評価対象項目 ☐ 材料の品質、規格証明書が整備されている。 ☐ 空気弁等の付帯構造物が適切に施工されている。 ☐ 砂基礎の基床部は管布設前に十分締め固められた状況が確認できる。 ☐ 管接合が適切に挿入されていることが確認できる。 ☐ パルプや異形管との接続が適切に行われている。 ☐ 埋め戻し、盛土が十分転圧され沈下が見られない。 ☐ 管路の気密が試験により確認され漏水がないことを予測できる。 ☐ その他(理由:)					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。																													
● 判断基準																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>					ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c		
		ばらつきで判断可能					ばらつきで判断不可能																													
		50%以下	80%以下	80%を超える																																
評価値	90%以上	a	a'	b	b																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																															
	60%未満	b'	c	c	c																															
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																				

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	暗渠排水工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
II.品質	[37-29]	●評価対象項目 ☐ 材料の品質、規格証明書が整備されている。 ☐ 管路探さ、勾配が確保されている。 ☐ 管底部の凹凸や蛇行がなく施工されていることが確認できる。 ☐ 管路の接続が適切に行われている。 ☐ 被覆材の敷き均しが均一に行われていることが確認できる。 ☐ 水甲部の接続が適切で排水口までの勾配が確保されている。 ☐ 一次埋め戻しが適切に行われている。 ☐ 表土が適切に埋め戻されており石礫の混入が見られない。 ☐ その他（理由： ）																																				
	ため池工事	a	a'	b	b'	c	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。																															
	[37-30]	●評価対象項目 ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。 ☐ 法面等が平滑に仕上げられていることが確認できる。 ☐ 雨水による崩壊防止対策、流入水等の排水対策が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ 段切り等が施工前に設計図書に基づき適切に施工されていることが確認できる。 ☐ 盛土材料は指定する区域から採取計画に基づき採取し、有害物の除去、含水比等について適切な管理がなされていることが確認できる。 ☐ 金土は仕様書に基づき適切な施工がなされ、締め固め密度も規格値を余裕をもって満足していることが確認できる。 ☐ 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶりは設計図書に示されたとおり施工していることが確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ☐ 堤体に接する構造物周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、コンクリートが所定の強度に達したことが確認してから施工していることが確認できる。 ☐ 旧施設の取り壊し、撤去にあたり形状・寸法が確認できるような管理するとともに、残存する場合は漏水の原因とならないような適切な処置がなされていることが確認できる。 ☐ 含水試験、締め固め密度試験、透水試験を適時に行なっている。 ☐ その他（理由： ）					● 判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	下水道工	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																														
II. 品質	[37-31]	●評価対象項目 ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規格証明書が整備されている。 ☐ 管渠（管布設・矩形渠布設、推進、シールド）工において、出来高管理基準を満足しており、目立った屈曲や沈下がない。 ☐ 管渠に影響を与えるクラックや変形がない。 ☐ 管渠において、漏水箇所がない。 ☐ 管渠止において、止水滑材や接着剤等のはみ出し等がない。 ☐ 管渠継ぎ手部及びマンホール連結部の目地仕上がりが良好である。 ☐ 推進管の裏込め材料充填管理が適切に行われている。 ☐ マンホールにおいて、出来高管理基準を満足し、連結部には止水シール・止水ゴムが適切に使用されている。 ☐ マンホールにおいて、各部材にクラック等がなく、漏水がない。 ☐ マンホールの足掛け金物の位置、方向が適切であり、鉄蓋設置においては、ガタツキがなく、仕上がり天端高も適切である。 ☐ インバートは、形状、勾配等が適切で、漏水がない。 ☐ 樹の天端は周辺地盤になじんでおり、復旧仕上がりが良い。 ☐ 樹の取り付け管は、理由のない屈曲や目立った沈下がない。 ☐ 施設内に、土砂、モルタル、その他材料の断片等がなく、清掃されている。 ☐ 掘削時の土留め方法や、推進時の推進方法による周辺地盤への影響が見られない。 ☐ 埋戻しにおいて、締め固めが適切な方法で施工されており、工事終了後の沈下が見られない。 ☐ 舗装復旧において、その施工が仕様書の規定に従って実施されており、既設舗装との段差がなく、また舗装切断跡が残っていない等、仕上がり状態が良い。 ☐ その他（理由： ）							① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値() = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。																													
	魚礁(コンクリート製作)工事	a	a'	b	b'	c	● 判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	
	[37-32]	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																															
		●評価対象項目 ☐ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。 ☐ 型枠、支保工の取り外しに関して管理されている。 ☐ 鉄筋の組立及び継手部が示方書、仕様書等に定められたとおり施工されている。 ☐ スペーサーを適切に配慮し、鉄筋のかぶりを確保している。 ☐ ポンプ打設の配管、圧送にあたり、コンクリートの品質確保に配慮した施工がなされている。 ☐ コンクリートブロックの転置、仮置に際し、強度確認を行っている。 ☐ コンクリートブロックの仮置は、転倒等の恐れがない。 ☐ その他（理由： ）																																				

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																													
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	魚礁(鋼製製作)工事 [37-33]	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。 ●評価対象項目 ☐ 材料の品質規格証明書が整備されている。 ☐ 鋼材の員数総合がミルシート等で確認できる。 ☐ 鋼材の組立・加工が適切であることが確認できる。 ☐ 溶接施工上の注意事項(共通仕様書等)が守られている。 ☐ 溶接作業に当たり、作業員の技量確認を行っている。 ☐ ボルト締め付けが適切に行われている。 ☐ その他(理由:)					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																												
	魚礁(部材購入組立)工事 [37-34]	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。 ●評価対象項目 ☐ 材料〔部材購入〕の品質及び形状が設計図書等との適切性確認がでる証明書等が整備されている。 ☐ 材料(部材購入)の保管が適正に実施されているのが確認できる。 ☐ 部材の組み立てにあたり、締め付けボルト、固定金具等の取り付けが入念に施工していることが確認できる。 ☐ 部材の組み立てにあたり、部材に損傷を与えることがなく組み立てられていることが確認できる。 ☐ 沈設にあたり、施工管理方法が整備され、かつ記録確認できる。 ☐ その他(理由:)					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ● 判断基準 <table><thead><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></tbody></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ	草地造成整備工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																																	
II. 品質	[37-35]	☐ 評価対象項目 ☐ 耕起、碎土の施工回数が確認できる。 ☐ 基盤整地は良好な状態で施工していることが確認できる。 ☐ 表土が均一に施工されていることが確認できる。 ☐ 堆肥散布の場合、成分分析をしていることが確認できる。 ☐ 暗渠排水工の被覆材の均一な布設状況が確認できる。 ☐ その他（理由： ）																																							
	公園緑地工事	a	a'	b	b'	c																																			
	[37-36]	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。																																		
		☐ 評価対象項目 [共 通] ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度、W/C、最大骨材粒径、塩基総量等）が確認できる。 ☐ 材料の規格、品質が適正であり、証明書等が整備されている。 ☐ 路床、路盤工のブルフローリングを行っている。 ☐ 石積み、二次製品側溝等で材料のかみ合わせ又は連結が適正で、裏込め材等の沈下、崩壊又は漏水の恐れがない。 [舗装工・表層工] ☐ 設計図書に基づく混合物（又は混合土等）の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。（事前審査は除く） ☐ クレー（混合土）表層材料の混合が入念に行われ、品質が均一であることが書類で確認できる。 ☐ 平板、舗石、レンガ、タイル舗装等の目地に目違いがなく、共通仕様書等に定められたとおり処理されていることが確認できる。（* 砂目地は幅3mm程度 * モルタル化粧目地の場合幅10mm、深さ2～3mm程度） [植栽・緑化工] ☐ 土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を実施施工に反映している。 ☐ 活着管理が適切に行われており、書類で確認できる。 ☐ 樹木等に損傷、鉢くずれ等がなく保護養生が適切に行われている。 [付属物・設備工] ☐ 製品、機器の機能、性能が確認でき、満足している。 ☐ 製品、機器の配置に創意工夫がなされ、全体機能のバランスがよい。 ☐ 地下埋設物が設計図書に基づき適正に施工されており、記録により確認できる。 ☐ その他（理由： ）					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。																																		
		● 判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th><th rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td></td><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td></td><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td></td><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>					評価値		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える		90%以上	a	a'	b	b		75%以上90%未満	a'	b	b'	b'		60%以上75%未満	b	b'	c	c		60%未満	b'	c	c	c	注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。	
評価値		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える																																					
	90%以上	a	a'	b	b																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	木製(間伐材)簡易工作物工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判定は別紙－4参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。																															
Ⅱ.品質	[37-37]	●評価対象項目 ☐ 工事で使用した間伐材の、産地証明が適切に行われている。 ☐ 木製構造物の各部材は、有害な腐れ、割れ等がないものが使用され、管理されている。 ☐ 間伐材の組み合わせ、連結等が適切で、堅固に施工されている。 ☐ 現地での加工、組立は機能を損なうことなく適切に行われている。 ☐ 基礎杭は、通直な樹皮を剥いだ生木が使用されている。 ☐ 基礎杭は、設計図書どおり正しい位置に打ち込まれ、状況が確認できる。 ☐ 木製構造物の中詰土砂等は、適切に締固められ、状況が確認できる。 ☐ 防腐処理、燻煙処理を施した部材については、その品質が証明できる。 ☐ その他(理由:)					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。 ● 判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。					ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

考查項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事 [36-1]	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックがない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当 5 項目以上 . . . a 該当 4 項目 b 該当 3 項目 c 該当 2 項目以下 . . . d
	土工事 (切土、盛土、築堤等工事) [36-2]	●評価対象項目 ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 帯水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当 5 項目以上 . . . a 該当 4 項目 b 該当 3 項目 c 該当 2 項目以下 . . . d
	護岸・根固・水制工事 [36-3]	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 ☐ 天端及び端部仕上がりが良い。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観がよい。			●判断基準 該当 4 項目以上 . . . a 該当 3 項目 b 該当 2 項目 c 該当 1 項目以下 . . . d
	鋼橋工事 [36-4]	●評価対象項目 ☐ 表面に補修箇所がない。 ☐ 部材表面に傷、錆がない。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。			●判断基準 該当 4 項目以上 . . . a 該当 3 項目 b 該当 2 項目 c 該当 1 項目以下 . . . d
	地すべり防止工事 [36-5]	●評価対象項目 ☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端、端部の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当 3 項目以上 . . . a 該当 2 項目 b 該当 1 項目 c 該当項目なし d

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	舗装工事 [36-6]	●評価対象項目 ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・b 該当 3 項目・・・c 該当 2 項目以下・・・d	
	法面工事 [36-7]	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・b 該当 1 項目・・・c 該当項目なし・・・d	
	基礎工事 (地盤改良等を含む) [36-8]	●評価対象項目 ☐ 土工関係の仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部及び天端の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※ 地盤改良はC評価とする。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・b 該当 1 項目・・・c 該当項目なし・・・d	
	コンクリート橋上部工事 [36-9]	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 支承部の仕上がりが良い。 ☐ クラックがない。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・b 該当 3 項目・・・c 該当 2 項目以下・・・d	
	塗装工事 (工場塗装を除く) [36-10]	●評価対象項目 ☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がなされている。 ☐ 補修箇所が無い。 ☐ ケレンの施工状況が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・b 該当 2 項目・・・c 該当 1 項目以下・・・d	
	植栽工事 [36-11]	●評価対象項目 ☐ 樹木の活着状況が良い。 ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・b 該当 1 項目・・・c 該当項目なし・・・d	

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	防護柵(網)工事 [36-12]	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 既設構造物等とのすりつけ良い。 ☐ きめ細やかに施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・b 該当 3 項目・・・c 該当 2 項目以下・・・d	
	標識工事 [36-13]	●評価対象項目 ☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 ☐ 標識板の支柱に変色が無い。 ☐ 支柱基礎が入念に梅戻されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・b 該当 2 項目・・・c 該当 1 項目以下・・・d	
	区画線工事 [36-14]	●評価対象項目 ☐ 塗装の塗布が均一である。 ☐ 視認性が良い。 ☐ 接着状態が良い。 ☐ 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・b 該当 2 項目・・・c 該当 1 項目以下・・・d	
	機械設備工事 [36-15]	●評価対象項目 ☐ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統一されており、運転操作性が良い。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ☐ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部にわたる配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・b 該当 2 項目・・・c 該当 1 項目以下・・・d	
	電気設備工事 [36-16]	●評価対象項目 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態においてね電氣的及び機械的な以上が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・b 該当 3 項目・・・c 該当 2 項目以下・・・d	
	維持修繕工事 [36-17]	●評価対象項目 ☐ 小構造物等にも細心の注意が払われている。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・b 該当 1 項目・・・c 該当項目なし・・・d	

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

考查項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	電線共同溝工事 [36-18]	●評価対象項目 ☐ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ☐ プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ☐ 施工監理記録などから、不可視部分出来映えのよさが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・b 該当１項目・・・c 該当項目なし・・・d	
	空港舗装工事 [36-19]	●評価対象項目 ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 構造物等の表面仕上げ及び端部処理が良い。 ☐ 構造物等へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 構造物等のきめ細やかな施工がうかがえる。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・b 該当３項目・・・c 該当２項目以下・・・d	
	港湾浚渫工事 [36-20]	●評価対象項目 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ クラックがない。(コンクリート工事が含まれる場合) ☐ コンクリート構造物の肌が良い。(コンクリート工事が含まれる場合) ☐ 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。(浚渫工事が含まれる場合) ☐ 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。(浚渫工事が含まれる場合) ☐ 浚渫及び盛り上がり等の土砂が適切に処理されている。(浚渫工事が含まれる場合)		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・b 該当３項目・・・c 該当２項目以下・・・d	
	空港用地造成工事 [36-21]	●評価対象項目 ☐ 土工の仕上げが良い。 ☐ 切土、盛土、構造物等の表面仕上げ及び端部処理が良い。 ☐ 残土等は適切に処理されている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが適切に行われている。 ☐ 切土、盛土、構造物等の通りが良い。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・b 該当３項目・・・c 該当２項目以下・・・d	
	通信設備工事 受変電設備工事 [36-22]	●評価対象項目 ☐ 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 ☐ 当該設備及び関連設備が全体的協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・b 該当３項目・・・c 該当２項目以下・・・d	

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

考査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	上記以外の工事 又は合併工事 [36-23]	●評価対象項目 ☐ 理由: _____ ☐ 理由: _____ ☐ 理由: _____ ☐ 理由: _____ ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。			●判断基準 該当 4 項目以上 a 該当 3 項目 b 該当 2 項目 c 該当 1 項目以下 d
	ほ場整備工事 [36-24]	●評価対象項目 ☐ 切盛の勾配が確保され、法面の仕上がりが良い。 ☐ 道路の路面・法面・敷砂利面の仕上がり良い。 ☐ 植生・吹き付け等の状態が均一である。 ☐ 構造物との取付、構造物の通りが良い。 ☐ コンクリート構造物の美観が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当 5 項目以上 a 該当 4 項目 b 該当 3 項目 c 該当 2 項目以下 d
	農道工事 [36-25]	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 法面の表面が適切に施工されている。 ☐ 関係構造物等の取り合いが適切に行われている。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当 5 項目以上 a 該当 4 項目 b 該当 3 項目 c 該当 2 項目以下 d
	パイプライン工事 [36-26]	●評価対象項目 ☐ 管の通りが良い。 ☐ 埋め戻し、盛土が入念に施工され、凹凸がなく仕上がりが良い。 ☐ 付帯構造物(給水栓、空気弁等)の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来映えの良さがうかがえる。 ☐ 舗装部の路面復旧が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当 5 項目以上 a 該当 4 項目 b 該当 3 項目 c 該当 2 項目以下 d
	二次製品構造物工事 [36-27]	●評価対象項目 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 材料の連結、かみ合わせが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラック、漏水がない。 ☐ 土工の仕上がりが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当 5 項目以上 a 該当 4 項目 b 該当 3 項目 c 該当 2 項目以下 d

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

考查項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	暗渠排水工事 [36-28]	●評価対象項目 ☐ 排水口部が入念に施工されている。 ☐ 付帯構造物等の仕上がり良く、通りも良い。 ☐ 埋め戻しが入念に施工され、凹凸が ☐ 畦畔及び溝畔の復旧が適切に施工されている。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来映えの良さがうかがえる。 ☐ 仮設関係を含め工事に伴う後片付けが良好である。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d
	ため池工事 [36-29]	●評価対象項目 ☐ 仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 構造物のすりつけ等が良い。 ☐ 吹き付けの状態が均一である。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックがない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来映えの良さがうかがえる。 ☐ 仮設関係を含め工事に伴う後片付けが良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当8項目以上・・・a 該当6項目・・・b 該当4項目・・・c 該当3項目以下・・・d
	下水道工事 [36-30]	●評価対象項目 ☐ 管渠及び構造物の通りが良い。 ☐ 漏水がない。 ☐ 埋め戻し及び路面復旧状態が良い。 ☐ 継ぎ手部、連結部の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来映えの良さがうかがえる。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d
	魚礁(コンクリート製作)工事 [36-31]	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の美観が良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックがない。 ☐ 出来形管理資料等から沈設状況の出来映えの良さがうかがえる。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d
	魚礁(鋼製製作)工事 [36-32]	●評価対象項目 ☐ 部材表面に有害な損傷がない。 ☐ 溶接の均一性がある。 ☐ 細部まできめ細やかな施工がされている。 ☐ 出来形管理資料等から沈設状況の出来映えの良さがうかがえる。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。及び、評価対象外の項目は□に×マークを記入する。

(検査職員)

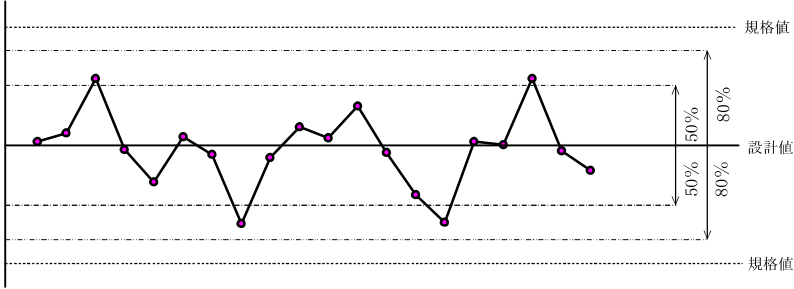
考查項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	魚礁(部材購入組立)工事 [36-33]	●評価対象項目 ☐ 製品の表面にクラック、傷、錆がない。 ☐ 細部まできめ細やかな施工がされている。 ☐ 構造物の肌が良い。 ☐ 出来形管理資料等から沈設状況の出来映えの良さがうかがえる。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d
	草地造成整備工事 [36-34]	●評価対象項目 ☐ 表面に雑物等の混入がない。 ☐ 表土が均平に仕上がっている。 ☐ 小構造物もきめ細かく仕上がっている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d
	公園緑地工事 [36-35]	●評価対象項目 ☐ 製品の表面にクラック、傷、錆がない。 ☐ 細部まできめ細やかな施工がされている。 ☐ 構造物の肌が良い。 ☐ 出来形管理資料等から沈設状況の出来映えの良さがうかがえる。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d
	木製(間伐材)簡易工作物工事 [36-36]	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 施工上の損傷、補修痕跡がない。 ☐ 埋め戻し土の仕上がりが良い。 ☐ 既設構造物や地山とのすりつけが良い。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d

出来形及び品質のばらつきの考え方

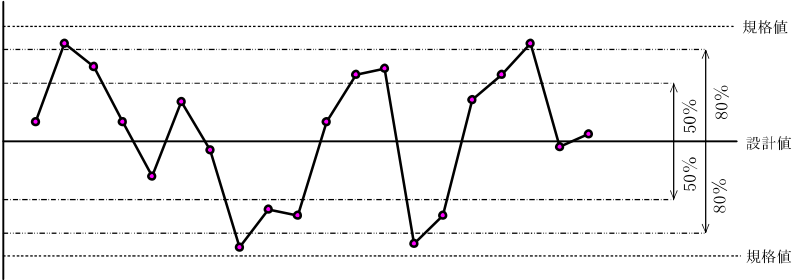
[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)

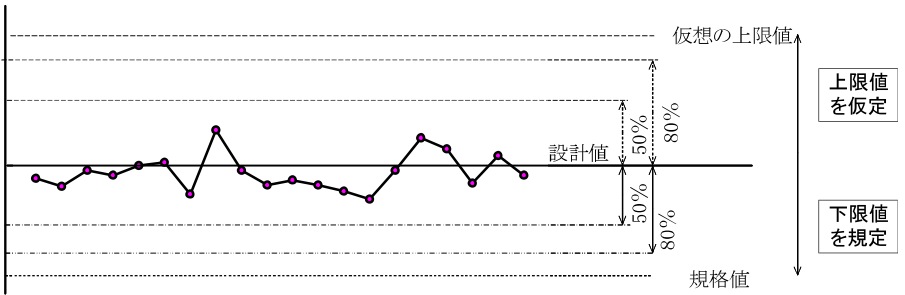
①ばらつきが50%以下と判断できる例



②ばらつきが80%以下と判断できる例



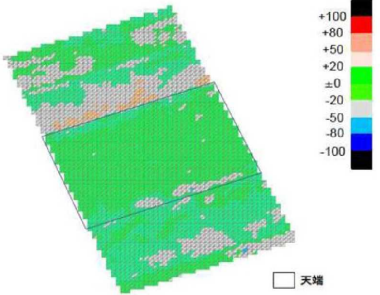
(下限値のみの場合)



③ICT活用工事の例

出来形合否判定総括表の分布図や計測点の個数によりばらつきを判断
ばらつきが50%以下と判断できる例

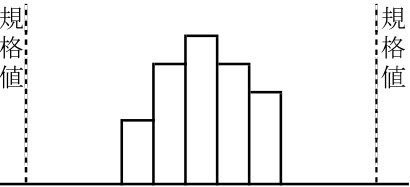
天端の ばらつき	規格値の±80%以内のデータ数	1000
	規格値の±50%以内のデータ数	997
法面の ばらつき	規格値の±80%以内のデータ数	1700
	規格値の±50%以内のデータ数	1360



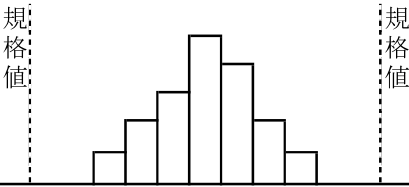
※上表は右図の場合

[度数表またはヒストグラムの場合]

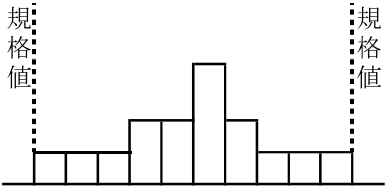
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



別紙5ー1

1. 工 事 名
2. 工 期
3. 施工業者

「施工プロセス」のチェックリスト(案)

沖縄県農林水産部

事 務 所 名 :

現場監督員名 :

- ① 「施工プロセス」チェックリスト(案)は、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③ 用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

(6-1)

考 査 項 目	細 別	確認事項	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)													備 考 (指示事項及びその是正状況等)
				着手前	施 工 中											完成時	
1	I 施 工 体 制 一 般	○ 契約工程表	・ 契約締結の14日以内に、契約工程表が提出された。 (契約後、変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○ 工事カルテ	・ 事前に監督職員の確認を受け、契約締結後の10日以内に登録機関に申請した。 (契約後、変更後、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○ 品質証明	・ 品質証明員の資格(身分及び経歴)が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。(契約後、変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。 (検査の前等)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。(品質証明実施時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○ 建設業退職金 共済制度等	・ 掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。 (施工時1回程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。 (施工時1回程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		

考 査 項 目	細 別	確認事項	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)													備 考 (指示事項及びその是正状況等)
				着手前	施 工 中											完成時	
1	I 施 工 体 制 一 般	○ 請負代金内訳書	・ 契約締結後14日以内に、所定の様式で提出した。 (契約後、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○ 施工体制台帳、施工体系図 (続き)	・ 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。(施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 施工体制台帳に下請契約書(写)及び再下請通知書を添付している。 (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 施工体制台帳に下請負金額を記入している。 (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (施工時 1回/月程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 (施工時の当初、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○ 建設業許可標識	・ 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。 (施工時1回程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	II	○ 現場代理人	・ 現場代理人は、現場に常駐している。 (施工時 1回/月程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		

考 査 項 目	細 別	確認事項	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)													備 考 (指示事項及びその是正状況等)
				着手前	施 工 中											完成時	
1	II 配置技術者／ 現場代理人・監理技術者・主任技術者	○ 専門技術者の配置	・ 専門技術者を専任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○ 作業主任者の選任	・ 作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○ 監理技術者 (主任技術者) の専任制	・ 資格証の内容を確認した。 (着手前)	(/) □													
			・ 配置予定技術者、通知による 監理技術者、施工体制台帳に 記載された監理技術者と監理 技術者証に記載された技術者 及び本人が同一であった。 (着手前)	(/) □													
			・ 現場に常駐していた。 (施工時 1回／月程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 施工計画や工事に係る工程、 技術的事項を把握し、主体的 に係っていた。 (施工時、打合せ時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 施工に先立ち、創意工夫又は 提案をもって工事を進めている。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○ 現場技術者	・ 現場技術員との対応が適切で ある。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○ 下請負者の把握	・ 下請負者が沖縄県の工事指名 競争参加資格者である場合に は、指名停止期間中でない。 (施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
2	I 施工管理 状況	○ 設計図書の照 査等	・ 契約書第18条第1条第1号から 第5号に係わる設計図書の 照査を行っている。 (着手前、施工時的宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 現場との相違事実がある場合、 その事実が確認できる資料を 書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工時的宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		

考 査 項 目	細 別	確認事項	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)													備 考 (指示事項及びその是正状況等)
				着手前	施 工 中											完成時	
2	I 施 工 状 況 施 工 管 理	○ 施工計画書	・ 施工(変更を含む)に先立ち、提出した。(着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 記載内容と現場施工方法と一致している。(施工時的宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。(施工時的宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。(着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○ 施工管理 ・ 工事材料管理	・ 工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。(施工時的宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。(施工時的宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・ 出来形、品質管理	・ 日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。(施工時的宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ イメージアップ		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○ 検査(確認を含む)及び立会い等の調整	・ 監督員の立会いにあたって、あらかじめ立会願を提出している。(施工時的宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・ 段階確認の確認時期が、適切である。(施工時的宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○ 工事の着手	・ 工事開始日後、30日以内に工事に着手した。(着手時)	(/) □													
		○ 支給品及び貸与品	・ 受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。(施工時的宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○ 建設副産物及び建設廃棄物	・ 請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。(施工時的宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		

考 査 項 目	細 別	確認事項	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)												備 考 (指示事項及びその是正状況等)
				着 手 前	施 工 中										完 成 時	
2	I 施 工 状 況	○ 建設副産物及び建設廃棄物 (続き)	・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工時的宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		○ 指定建設機械類の確認	・指定建設機械(排ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用している。 (施工時 1回程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
2	II 施 工 状 況	○ 工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 (施工時的宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。 (施工時的宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。 (施工時的宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
	III 安 全 対 策	○ 安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 (施工時的宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・店社パトロールを実施し、記録がある。 (施工時 1回/月程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・安全・訓練等を実施し、記録がある。(施工時的宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。(施工時的宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。(施工時的宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。(施工時的宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
			・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。 (施工時 1回/月程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	

考 査 項 目	細 別	確認事項	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)												備 考 (指示事項及びその是正状況等)
				着手前	施 工 中										完成時	
2 施 工 状 況	Ⅲ 安 全 対 策		・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。(施工時的宜)		(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。(施工時的宜)		(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。(施工時的宜)		(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。(施工時的宜)		(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
		○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールで指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告した記録がある。(施工時的宜)		(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
	Ⅳ 対 外 関 係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝等及び調整をした記録がある。(施工時的宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関する苦情対応を適切に行った記録がある。(施工時的宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。(施工時的宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	